

合気道興隆会 規約

第一章 総則

第一条 名称

合気道興隆会（あいきどうこうりゅうかい）とする。

第二条 目的

本会は合気道本部道場及び各支部道場の垣根を越えた合気会会員相互の交流親睦を図り、心身の練磨と合気道の普及と発展に寄与する事を目的とする。

第二章 全般事項

第三条 稽古者（会員・ビジター）義務

- 1) 稽古者は公益財団法人合気会・合気道本部道場規定の合気道倫理憲章と行動規範を遵守し、これに従うものとする。
- 2) 稽古者は定められた参加費を納入しなければならない。
- 3) 本会は交流を目的としているため匿名での参加は認めない。
- 4) ビジターは参加申込書を記入し会に提出する。
- 5) 稽古者は主催者、師範、会の指示に従う。

第四条 参加資格

合気会会員であること。

但し、合気会未入会の者でも合気会に入会することを前提に体験参加を認めることがある。

第五条 稽古場所

原則、江戸川橋体育館柔道場を主道場とする。

但し、都合により他の施設を使用する事や合宿を行う事がある。

第六条 稽古日

原則、毎週土曜日を定例稽古日とし、合宿や特別稽古会等のイベントは随時行う。

但し、定例稽古日に稽古場所が確保できない場合や都合により他の日に変更もしくは稽古を行わない場合がある。

第七条 稽古時間

原則、事前に告知した時間に行う。

第八条 会員

1) 当会に入会を希望する者は入会申込書の各項目を記入し会に提出し、会が入会を認めた者を会員とする。

2) 会員資格の失効

一年以上の期間に渡り稽古その他の行事に参加しない会員は自動的に会員資格を失う。但し、会員が所定の休会届けを提出し、会が休会を認めた場合はその限りではない。

3) 入会金は以下の通りとする。

一般 1000 円

学生 500 円

ビジター なし

第九条 参加費

参加費は通常、以下の通りとし学生は支払いを免除する。

尚、状況により参加費を変更する場合は事前に参加者に告知する。

一般 500 円/回

ビジター 500 円/回

第十条 昇段級審査

本会会員に対し昇級・昇段が必要と認めた場合は、合気会の審査要綱に基づき審査及び昇段推薦を随時行う。

本会で昇段級審査を希望する場合は、主催者または委員に申し込みを行う。

第十一条 審査方法

公益財団法人合気会の審査要項に従い審査を行う。

第十二条 稽古日数

本会会員が他の所属道場で昇段級審査を受験する場合、本人の希望により本会での稽古日数の証明を申し出て承認を得る事ができる。

第十三条 障害保険

会として、スポーツ障害保険等には加入しない。負傷、事故等については、各自個人の責任とする。

第十四条 その他イベント

必要に応じ随時役員会に諮り決定する。

第三章 運営

第十五条 役員会

特別顧問（1名）

師範（1名以上）

主催者（2名）

委員（2名）

第十六条 会計報告

主催者は師範、委員に対し随時会計報告を行う。

第十七条 総会

総会は、役員会で招集し、毎年一回開催する。又、必要に応じて臨時総会も招集できる。

第十八条 総会では必要に応じて次の事項を行う。

- 1) 年間活動計画
- 2) 稽古方針の報告
- 3) 会計報告
- 4) 広報活動報告
- 5) 運営に関する要望事項
- 6) その他

以上

付則 本規約は平成27年7月10日より施行する。

平成29年1月1日より、本改訂版を施行する。

平成30年7月3日より、本改訂版を施行する。

令和2年1月22日より、本改訂版を施行する。